令和８年（フ）第１０２号
群馬県高崎市筑縄町68番地２　グリーンビレッジⅡ－Ｄ号
破産者　金井　　隆
１　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
２　一般調査期日　令和８年11月30日午前11時
令和８年９月14日　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１６０７号
愛知県大府市長草町山口39番地の２
破産者　長谷川　昭人
１　破産債権の届出期間　令和８年10月19日まで
２　一般調査期日　令和８年12月９日午後２時10分
令和８年９月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９７号
広島市安佐南区相田６丁目８番６号
破産者　上川　智裕
１　破産債権の届出期間　令和８年10月21日まで
２　一般調査期日　令和８年12月14日午前11時30分
令和８年９月14日
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５９９０号
大阪府豊中市庄内西町４丁目３番11号
破産者　株式会社ミキヤ
１　破産債権の届出期間　令和８年10月23日まで
２　一般調査期日　令和８年12月17日午後１時50分
令和８年９月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５９５号
大阪府交野市私部西１丁目27番１－201号、開始決定時大阪府交野市郡津３丁目25番12号
破産者　ウッディ・アート・モウこと　大石　秀海
１　破産債権の届出期間　令和８年10月23日まで
２　一般調査期日　令和８年12月10日午後１時40分
令和８年９月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０８８号
大阪府枚方市藤阪北町26番２号
破産者　株式会社一燈
１　破産債権の届出期間　令和８年10月23日まで
２　一般調査期日　令和８年11月30日午後１時50分
令和８年９月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６５５号
兵庫県西宮市甲山町53番地指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）甲寿園、開始決定時の住所兵庫県尼崎市立花町４－３－18医療法人尼崎厚生会立花病院（住民票上の住所）
兵庫県尼崎市三反田町２丁目15番24号
破産者　吉田　美幸（法定代理人成年後見人　村治　規行）
１　破産債権の届出期間　令和８年10月26日まで
２　一般調査期日　令和８年12月18日午前10時45分
令和８年９月11日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第６８３号
兵庫県西宮市神楽町６番５号
破産者　戸塚刺しゅう会館株式会社
１　破産債権の届出期間　令和８年11月４日まで
２　一般調査期日　令和９年１月15日午前11時
令和８年９月11日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第３０４号
大阪市住之江区御崎７丁目１番１－1202号
破産者　前田　美枝
異議申述期間　令和８年11月10日まで
令和８年９月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８８３号
大阪市淀川区西宮原２丁目４番48号
破産者　株式会社ホルツベル
異議申述期間　令和８年11月10日まで
令和８年９月15日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０５１号
東京都台東区東上野６丁目16番９号織田屋ビル３階
清算株式会社　株式会社キンコー
代表清算人　小野正則
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２０５４号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　株式会社ＫＳ
代表清算人　荒道　泰之
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第３号
長崎県佐世保市本島町４番１９号
清算株式会社　株式会社白十字パーラー
代表清算人　近藤英三
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所佐世保支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第５号
兵庫県多可郡多可町中区中村町４04番地
清算株式会社　ＴＭ管理株式会社
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件特別清算を終結する。
神戸地方裁判所社支部

令和８年（ヒ）第１０号
静岡県浜松市中央区小豆餅３丁目１６番１６号
清算株式会社　株式会社林鐵治商店
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和７年（ヒ）第１０１７号
愛知県清須市助七１丁目２０４番地１
清算株式会社　株式会社リレア
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第２００１号
青森県八戸市柏崎一丁目６番６号
清算株式会社　株式会社Ｋ＆Ｋ
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所八戸支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００１号
福岡市西区今津字津本5413番14
清算株式会社　株式会社ジェイ・エフ・シィ
代表清算人　　藤池　亮一
１　　決定年月日　令和８年９月９日
２　　主文　次の協定を認可する。
協　定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社ジェイ・エフ・シィ（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
（１）弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
（２）弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び放棄
１　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他